

## 山口市母子寡婦福祉連合会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子・寡婦・父子家庭の自立基盤の充実及びに母子・寡婦・父子福祉の向上発展並びに児童の健全育成並びに組織の充実強化を図るため、山口市が、山口市母子寡婦福祉連合会(以下「福祉連合会」という。)の活動する事業に係る補助金(山口市母子寡婦福祉連合会活動費補助金。以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、福祉連合会が活動する事業に要する経費のうち母子父子及び寡婦の福祉の向上に資する事業費及び研修費とする。

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費に補助率2分の1を乗じて得た額とする。

(交付申請手続き)

第4条 補助金の交付を受けようとする福祉連合会は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算書抄本

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金を交付することが、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、福祉連合会に対し、交付決定通知書(別記第2号様式)を送付する。

2 市長は、前項の補助金の交付決定に際し、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(事業の中止等)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた福祉連合会は、事業を中止し、廃止し、又は内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ補助金変更交付申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金を変更交付することが、適当であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、福祉連合会に対し、変更交付決定通知書(別記第4号様式)を送付する。

(補助金の請求)

第7条 第5条又は第6条の規定により補助金の交付決定を受けた福祉連合会は、請求書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、補助金を交付する。

(実績報告)

第8条 福祉連合会は、事業を完了したときは、速やかに活動報告書及び決算報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し福祉連合会に対し、交付額確定通知書(別記第6号様式)を送付する。

2 市長は、福祉連合会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える金額について、当該福祉連合会に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第10条 市長は必要があると認めるときは、補助を受けた福祉連合会に対して報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員を派遣して実地に調査させることができる。

(補助金の交付の取り消し等)

第11条 市長は、福祉連合会が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該福祉連合会に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。